

農薬の飛散防止を

5月号広報でもお知らせしましたが、食品衛生法が改正され「残留農薬のポジティブリスト制度」が昨年5月29日から施行されています。本制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬

にも、0.01 ppmという低い数値が基準値として設定されています。

このため、農業者だけでなく防除業者も含めたすべての農薬使用者は、農薬使用基準を順守するとともに、非食用農作物などの農薬使用による周辺食用農作物への飛散や、住宅地およびこれに近接する土地などへ飛散することがないように十分注意願います。

農業用廃プラスチック類一斉回収

本年1回目の一斉回収を次のとおり実施します。下表の受入区分ごとにトラックスケールなどを用いて排出者ごとに排出重量を計測することになります。

そのため、庭先でのトラックへの積み込みの際、受入場所でスムーズに荷降ろしできるように受入区分ごとに分けて順番に積載するなどの注意が必要です。

■受入日時 7月10日(火)
9時から15時まで(※12時から13時を除く)

受入区分	左の具体例	荷姿	重量測定
①塩化ビニール	「農ビ」マークのあるハウス用ビニールなど	新聞程度の大きさになるよう折りたたみ、重ねて必ずヒモでしばること。1個の重さの目安は20kg程度	トラックスケール
②農ポリ (ポリオレフィン)	POフィルム、農ポリ、マルチポリ、ラップフィルム、肥料袋、洗浄済農薬空容器(ポリに限る)など	フレコンに入れ排出。ただし、フレコン1個の重さの目安は100kg程度(③とは別のフレコンに)農薬空容器(ポリ)は水で3回以上洗浄したものに限り排出可	トラックスケール
③農薬空容器 (洗浄していない)	農薬・除草剤の空容器(空ビン、空袋、ポリ容器、アルミハク容器)	フレコンに入れ排出(②とは別のフレコンに)	はかり 台秤

朝は混雑が予想されますので、午後からの搬入をお勧めします。

- 受入場所
町小麦乾燥貯蔵施設計量棟前(穂波)
- 受入区分・荷姿など
下表の①、②、③については、処理委託先が異なるため、必ず分別の上、指定された荷姿で排出願います。また、排出するすべての梱包物に「農協名および氏名」を記入した荷札を付けてください。
- その他 受入区分の詳細やその他一斉回収に関するお問い合わせは、JAきたみらい訓子府支所営農企画課(☎47-4824)までお願いします。

山菜などはよく洗うか加熱を

最近、町内のあちらこちらで「キツネを見つけた」という情報が寄せられています。

エキノコックス症は、キツネなどのふんに混じったエキノコックスの卵が水や食物などを通して人の体内に入ることにより起こる感染症です。

エキノコックスに感染しないために、次のことに気をつけましょう。

1. 外から帰ったら、必ず手を洗いましょう。

エキノコックス症に注意!!

2. 山菜や路地物野菜などを口にするときには、よく洗うか十分加熱してから食べましょう。(エキノコックスの卵は熱に弱く、100度で1分間加熱すれば確実に死滅します)
3. キツネのえさになる残飯や生ごみを放置しないようにしましょう。
4. 沢水や小川などの生水は飲まないようにしましょう。

民生委員児童委員の 吉村さん・藤井さん・富山さんに 感謝状

6月11日に札幌市で開かれた「民生委員制度創設90周年記念北海道民生委員児童委員大会」で、民生委員児童委員の3人の方に感謝状が贈られました。

それぞれ家業のかたわら民生委員児童委員として長年にわたり地域福祉の担い手として活躍され、地域における相談支援活動や援護訪問活動が特に顕著であることが認められたものです。

【北海道社会福祉協議会会長感謝状】

吉村ツヤ子さん(西 富)

【北海道民生委員児童委員連盟会長感謝状】

藤井 榮子さん(末広町)

富山ミキ子さん(末広町)

ひとり親家庭等医療費助成

～父子家庭の方も対象～

6月号の広報でもお知らせしましたが、「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請してください。

■対象者 18歳に達する日が属する年度末まで(学生などは20歳まで)の児童とその父母

■所得の制限
右記の所得を超える場合は、該当になりません。

扶養親族の数	所得額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円
4人	3,880,000円

■申請に必要なもの

- 戸籍謄本・保険証・印鑑
- 平成19年1月2日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村役場から「平成19年度所得・課税証明書」を取り寄せてください。

＜医療費助成の対象になると＞

- 自己負担額を除いた額を道と町で助成します。
- ①町民税課税世帯の自己負担額
医療費の1割
月額限度額 入院 44,400円
通院 12,000円
- ②町民税非課税世帯および4歳未満の乳幼児の自己負担額
初診時一部負担金のみ
医科 580円 歯科 510円
- 問合せ 福祉保健課医療給付係(☎47-5555)

ご存知ですか 68歳・69歳の 老人医療費(道老)助成制度

68歳と69歳の一人暮らしの方や、その他老人世帯の方に、道と町が医療費の助成を行っています。

対象になる方が病院で支払う医療費は、1割となります。

この制度は、平成20年3月31日で廃止されます。

- 対象になる方
昭和14年7月31日以前生まれの方で、次に該当される方
○一人暮らし世帯(6か月以上一人暮らしの方)
○老人夫婦世帯(一方の配偶者が60歳以上)
○一人暮らしまたは、老人夫婦が児童と同居の世帯(児童が18歳未満であること)

○以上のうち世帯員の所得、別居の子どもがいる場合は子どもの所得が次の表以下の方

■所得の額(収入額ではありません)

世帯員		別居している子ども	
扶養親族などの数	所得額	扶養親族などの数	所得額
0人	1,595,000円	0人	6,287,000円
1人	1,975,000円	1人	6,536,000円
2人	2,355,000円	2人	6,749,000円
3人	2,735,000円	3人	6,962,000円
4人	3,115,000円	4人	7,175,000円
5人	3,495,000円	5人	7,388,000円

■申請に必要なもの

- 申請者の戸籍謄本
- 別居の子どもがいる場合は、子ども全員の所得課税証明書
- 印鑑・健康保険証
- 問合せ 福祉保健課高齢者給付係(☎47-5555)